

5 千種高第 1004 号  
令和 5 年 4 月 1 7 日

愛知県学習用パソコン等利用者 様  
愛知県学習用パソコン等利用者保証人 様

愛知県立千種高等学校長 加藤 文彦

愛知県学習用パソコン等貸与規程の改定に伴う「愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（様式第 1 号）」の再提出について（依頼）

このことについて、愛知県学習用パソコン等貸与規程を改定いたしますので、内容の御確認をお願いいたします。併せて、引き続き愛知県学習用パソコン等の貸与を御希望される場合は、「愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（様式第 1 号）」の再提出をお願いいたします。

#### 記

#### 1 提出書類

愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（様式第 1 号）

#### 2 提出方法

4 月 2 4 日（月）までに、クラス担任に提出してください。

#### 3 添付資料

- ・愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（表）
- ・愛知県学習用パソコン等貸与規程（裏）※新旧対照表は本校 web ページに掲載

#### 4 主な改定内容

「利用者の故意又は重大な過失による事故」に加え、「紛失」及び事故等による「第三者による物品の損傷」の原状復旧に要する費用を、原則として利用者負担とします。

#### 5 改定理由

- ・現行の貸与規程は、物品の紛失に関する取扱いが明瞭でないこと（第 17 条第 1 項及び第 3 項において、それぞれ利用者に物品の返却及び価額の弁償を義務付けているにもかかわらず、第 14 条第 2 項においては、軽微な過失による物品の紛失に係る原状復旧が規定されておられません）。
- ・事故等における第三者と利用者との過失割合の折衝や示談交渉等に関しては、当事者間で解決しなければならない問題であり、県が関与できるものではないこと。

#### 6 その他

- ・本規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行します。

担当 ネットワーク担当（西村、渡辺）  
電話 052 - 771 - 2121（ダイヤルイン）